

被用者保険制度について (農林水産省資料)

令和 6 年10月
農 林 水 産 省
経営局就農・女性課

被用者保険制度とは

1 被用者保険制度の概要

- 被用者保険制度とは、①健康保険 及び ②厚生年金保険 の総称。被保険者に対し、それぞれ、以下の保険給付を行う。
 - ① 健康保険 : 業務外の原因による負傷・疾病等に対する保険給付
 - ② 厚生年金保険 : 老齢、障害又は死亡それぞれに対する老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の保険給付
- 保険料の支払いは労使折半で、法人及び常時 5 人以上を使用する個人事業主（17業種）の事業所は、強制加入（適用事業所）。農業は、法人は強制適用となるが、個人事業所は任意加入。

適用業種	法人	個人事業主	
		常時 5 人以上	常時 5 人未満
法定17業種	強制適用事業所		
非適用業種（農業・林業・漁業等）			

※非適用業種 ↓
農業・林業・漁業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯・理美容・浴場業、娯楽業、デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業、政治・経済・文化団体、宗教 等

農業の取扱い（適用事業所）

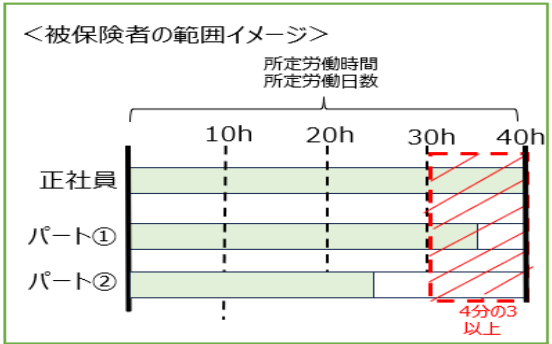
強制加入	任意加入
法人	個人経営体

（農林業センサスによれば、常雇（※）5人以上の個人経営体は約1,400
（※被用者保険における「常時 5 人以上を使用」と範囲が完全に一致しない可能性があることに留意）

2 被保険者の範囲（①②共通）

原則として、以下の者を除き、適用事業所に使用される70歳未満の者（健康保険に関しては75歳未満の者）が被保険者となる。

- ア 日々雇用者又は2か月以内の期間を定めて使用される者
- イ 所在地が一定しない事業所に使用される者
- ウ 季節的業務に使用される者（継続して4か月を超えて使用されるべき場合を除く）
- エ 臨時的事業の事業所に使用される者（継続して6か月を超えて使用されるべき場合を除く）
- オ 1週間又は1か月の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3未満である短時間労働者であり、以下のいずれかに該当する者
 - 1週間の所定労働時間が20時間未満
 - 報酬について、厚生労働省令に定めるところにより算定した額が、8万8千円未満
 - 高等学校の生徒、大学の学生等



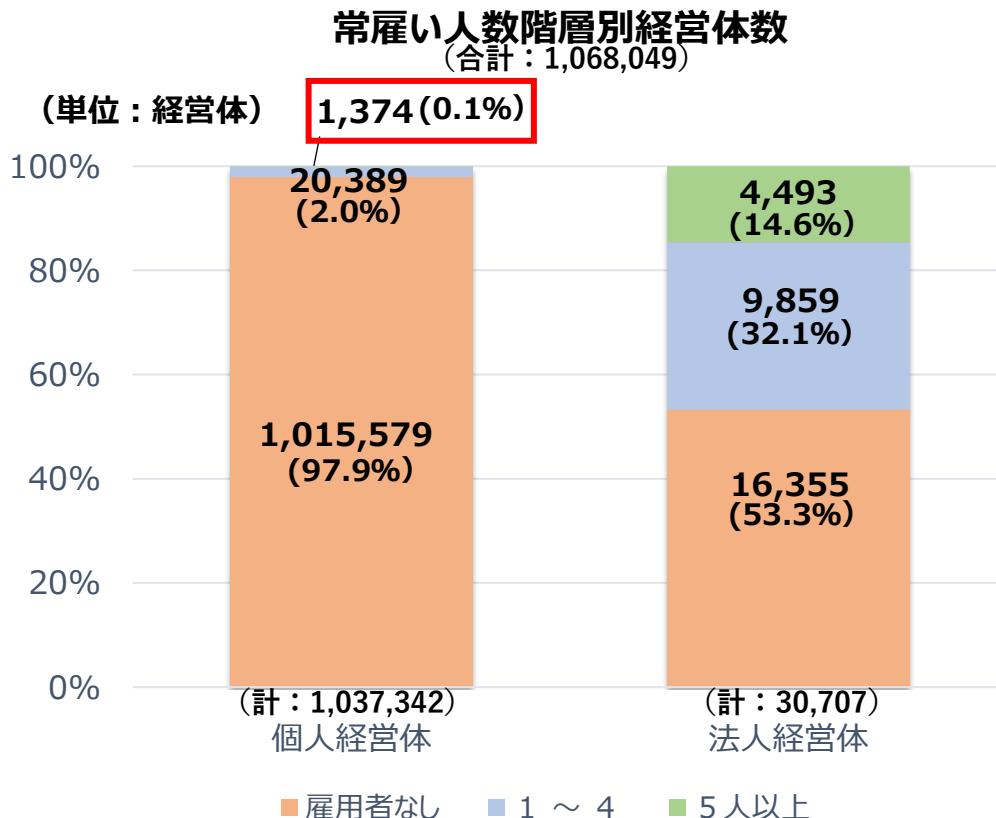
被用者保険加入の効果について

- 被用者保険への加入により、**事業者**については**保険料の負担が生じる**一方で、他産業と同質の福利厚生を提供により、**人材獲得**がしやすくなるメリット。国民年金・国民健康保険を負担していた**労働者**については、**保険料負担が減少し、社会保障給付も充実**。
- なお、**適用業種で働いていた者が、非適用業種に転職する場合に、保険料負担が増加**する可能性があるほか、厚生年金等の**保障が受けられなくなる等**の理由から、**農業など非適用業種への転職の障壁になる可能性**。

【被用者保険 <u>非加入</u> の場合】			【被用者保険 <u>加入</u> の場合】		
負担・給付	事業者	労働者	負担・給付	事業者	労働者
【保険料負担】 国民年金・国民健康保険に加入 経営主負担なし 労働者負担	メリット ○事業者負担が発生せず 経営コスト小 ○保険料管理等が不要 デメリット ■他産業からの人材確保が困難	デメリット ■各自で 保険料負担 ■転職の際に 負担増 の可能性	【保険料負担】 厚生年金保険・健康保険に加入 経営主負担 労働者負担	メリット ○他産業からの 人材確保が容易 になる可能性 デメリット ■被用者保険の手続が発生 ■ 保険料負担発生 （労使折半）	メリット ○ 保険料負担労使折半 ○転職の際に（条件が同一なら） 変わらない
他産業からの人材流入性 小			他産業からの人材流入性 大		
【給付（年金）】 なし 基礎年金（終身）	デメリット ■求人申し込みの際に福利厚生を強みとしてPRできない可能性	デメリット ■福利厚生が劣るため、 転職先の選択肢にならない可能性 ■厚生年金による 保障が受けられない ■病気やけが、出産で休んだ場合の 保障がない	【給付（年金）】 厚生年金（終身） 基礎年金（終身）	メリット ○労働者の 福利厚生を充実 させることが可能 ○福利厚生の充実を 求人の際の強み にでき、人材確保に資する可能性	メリット ○ 社会保障給付が充実 。 ※障害年金も拡充 ○充実した社会保障で 将来を見越した安定した就労が可能 ○ 転職の選択肢になりやすい ○病気やけが、出産で休んだ場合に 通算で1年6月の収入保障
【医療保険給付】 基本的な給付※ ※療養給付、出産育児一時金、埋葬料			【医療保険給付】 基本的な給付 傷病手当金 （病気の間、給与の2/3相当支給） 出産手当金 （産休中、給与の2/3相当支給）		

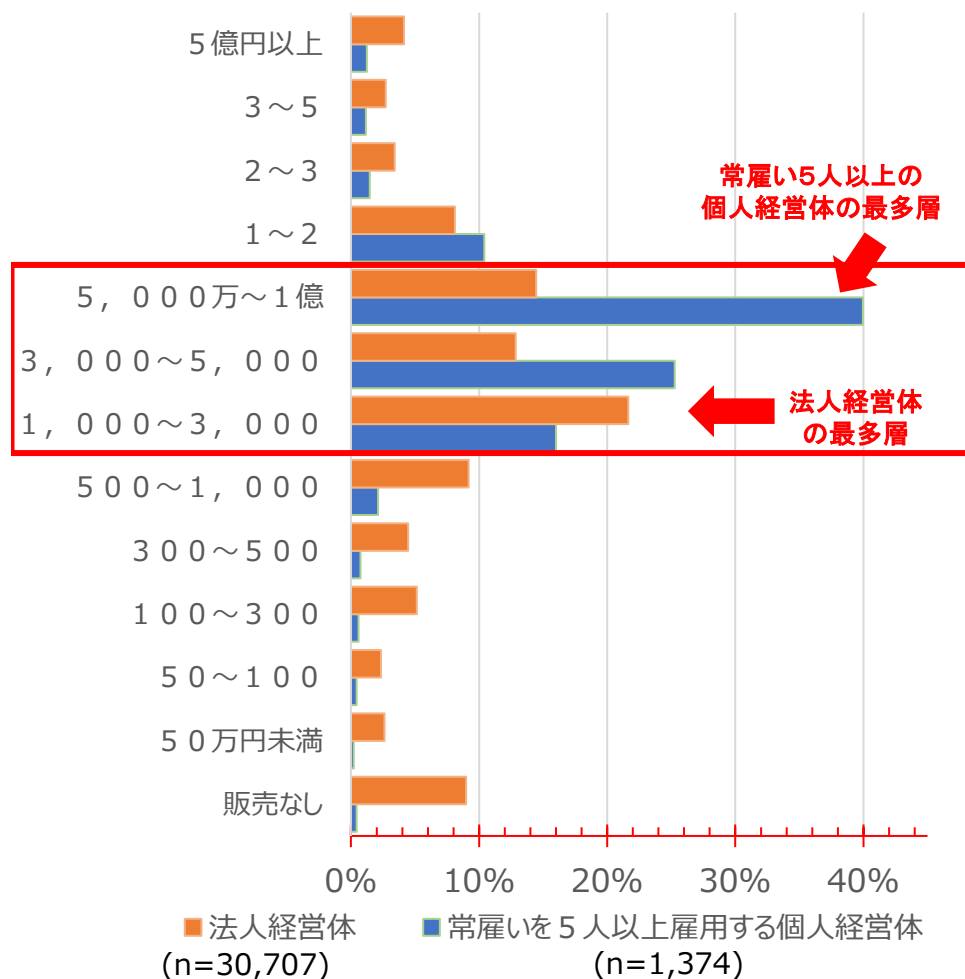
被用者保険制度について（経営体と経営規模）

- 農林業センサスによると、常雇い5人以上の個人経営体は1,374経営体であり、個人経営体全体（1,037,342経営体）の0.1%を占める。
- 常雇い5人以上の個人経営体の農産物販売金額は、1千万円～1億円の層が大宗を占めている。



出展：農林水産省「2020年農林業センサス」
 常雇い：あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。
 個人経営体：個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
 法人経営体：農業経営体のうち、法人化して事業を行う経営体をいう。

法人経営体・常雇い5人以上の個人経営体の経営規模



出典：農林水産省「2020年農林業センサス」

(参考) 被用者保険の適用の在り方に関する懇談会議論とりまとめ

「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」議論の取りまとめ（抜粋）

2024（令和6）年7月3日 働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会

Ⅳ. 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方

（4）企業規模要件

他の3要件を満たす短時間労働者について、被用者保険の適用対象となる企業等を従業員が一定以上の規模に限ることとは、**中小の事業所への負担を考慮して、激変緩和の観点から段階的な拡大を進める目的で設定されたものである**。本要件は法律上の位置付けが、他の要件と異なり、法律本則ではなく、2012（平成24）年改正法の附則に「当分の間」の経過措置として規定されている。

（中略）

こうした意見を踏まえれば、**経過措置として設けられた本要件については、他の要件に優先して、撤廃の方向で検討を進めるべきである**。併せて、**事業所における事務負担や経営への影響、保険者の財政や運営への影響等に留意し、必要な経過措置や支援策の在り方について検討を行うことが必要**である。

Ⅴ. 個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方

被用者保険が適用される事業所の範囲については、1922（大正11）年に健康保険法が制定された際に、制度実施が比較的容易と考えられた工業的事業のうち、工場法及び鉱業法の適用を受ける事業所を強制適用、これらの法の適用を受けない工業業種を任意適用として始まり、**産業発展の状況や適用事務の実現可能性を踏まえつつ、徐々に拡大されてきたものである**。

本懇談会の議論においては、労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方に中立的な制度を構築する観点や、強制適用となる業種の追加が断続的に行われていた1953（昭和28）年までと比べると、**我が国の産業構造が変化してきたこと、業種については制度の本質的な要請による限定ではなく合理的な理由は見出せないこと等から、まずは、常時5人以上を使用する個人事業所における非適用業種を解消する方向で検討する必要があるとの見方が大勢を占めた**。

（中略）

こうした意見を踏まえれば、**常時5人以上を使用する個人事業所における非適用業種については、5人未満の個人事業所への適用の是非の検討に優先して、解消の方向で検討を進めるべきである**。併せて、見直しを行った場合に対象となる事業所は新たに被用者保険の適用事業所となる小規模事業者が大半であることも踏まえ、事務負担や経営への影響、保険者の財政や運営への影響等に留意し、必要な配慮措置や支援策の在り方について検討を行うことが必要である。